

論 説

会計理論と FASB 概念フレームワークの関係

—意思決定・有用性アプローチの起源と会計目的論—

椛 田 龍 三

目 次

- I はじめに
- II 意思決定・有用性アプローチの起源
- III Trueblood 報告書と Sorter の会計理論の関係
- IV FASB 概念フレームワーク第 1 号と Trueblood 報告書の関係
- V おわりに

I はじめに

米国会計学会 (AAA) の特別委員会は、1970 年頃に、会計原則審議会 (APB) をつぎのように批判している。

- (a) APB は、「会計原則の基礎としての基本原理 (underlying philosophy) を発展させる」努力をほとんどしてこなかったし、また、「その前任者である会計手続委員会 (CAP) の場当たりのアプローチ (firefighting approach) を踏襲してきた。」
- (b) APB は、「会計原則に関心のあるすべての人々の代表」機関として十分ではないと考えられている。
- (c) 「審議会 [APB] のメンバー」は、自分たちの「会計事務所のメンバー」でもあるので、また、「彼らの意見が、審議会 [APB] に提示されるテーマ (matters) に関して、[APB のメンバーにとって] 重要な顧客の

利害」に合致するようにもっともらしくつくろっている。

- (d) APB への批判者は、「審議会〔APB〕の公式見解のあまりにも多くが、相対立する見解の妥協 (compromises between opposing point of view)」であり、「したがって、首尾一貫性と論理性を欠いてきた」と主張している。
- (e) APB は、「その役割をあまりにも制限しすぎた。」「その注意を外部報告の問題」に限定していたので、「その他の重要な会計問題の検討を怠ってきた。」
- (f) 「審議会〔APB〕の活動を支えている研究計画」は、その大部分が「非経験的な性質」のものであるので、多くの人々は、その研究計画が「十分に高い質」を備えていないと考えている。」(AAA[1971]pp.611, 612, 613)。

このような状況を受けて、当時の AICPA の会長である Marshall S. Armstrong は、1971 年 4 月に、財務諸表の目的に関するスタディ・グループを設置した。そのスタディ・グループの委員長が Touche Ross & Company の Robert M. Trueblood である。

米国における財務会計基準審議会 (FASB) の概念フレームワーク第 1 号—会計目的—は、もちろん、一夜にして形成されるものではない。つまり、これが形成されるまでには、多くの個人や組織 (各委員会等の団体) が関与してくるが、この概念フレームワーク第 1 号に大きく影響を与えた一つが、Trueblood 委員会—会計目的スタディ・グループ—が 1973 年に公表した『財務諸表の目的』という Trueblood 報告書¹であるとされている。「この勧告書〔Trueblood 報告書〕は、FASB〔の概念フレームワーク第 1 号〕に響き渡り、ついには、世界の〔会計〕基準設定機関にも響き渡った (This recommendation resonated with the FASB and eventually with standard setters around the world)」(Zeff

1 Trueblood 委員長 (CPA) とメンバーの Davidson (当時は CPA, 後にシカゴ大学) は、すでに、「意思決定〔・有用性〕会計 (accounting for decision-making)」を提唱している (Davidson and Trueblood[1961]p.577)。

[2016] p.134) とされている。すなわち、会計の主目的として、「意思決定・有用性」目的を展開する Trueblood 報告書の内容の一部分—「投資家や債権者が企業の将来キャッシュ・フローを予測することができる財務諸表 (financial statements which enable investors and creditors to predict future cash flows to the enterprise)」(Zeff[2016]p.135) という部分—は、FASB のみならず、カナダ (1988 年)、オーストラリア (1990 年)、英国 (1999 年)、国際会計基準委員会 (IASC: 1989 年)、および国際会計基準審議会 (IASB) と FASB が 2010 年に共同で公表した概念フレームワークにも包含されている (Zeff[2016]p.135)。

そして、Trueblood 報告書に関して、Norton M. Bedford は、「FASB の行動に対する原理的な基礎 (a philosophical basis)」(Bedford[1974]p.15) となると主張し、Robert T. Sprouse は、それは、「質の高い文章であり、財務諸表のための会計基準を発展させるに際して、非常に大きな潜在的な影響」(Sprouse [1974]p.28) を及ぼすだろうと述べている。この Sprouse は、FASB 概念フレームワーク第 1 号を設定した時のメンバーである。

本稿の課題は、まず、会計における意思決定・有用性アプローチの起源をごく大雑把に探索し、ついで FASB の概念フレームワーク第 1 号 (1978 年) に重大な影響を与えたとされる Trueblood 報告書が、どのような個人からの影響—「個人的な概念フレームワーク」(Zeff[2013]p.314)—を受けて形成されてきたのかという点を分析し、最後に Trueblood 報告書 (1973 年) の内容が、FASB 概念フレームワーク第 1 号 (1978 年) にどのように継承されていったのかという一端を考察する。

II 意思決定・有用性アプローチの起源

Zeff は、原価計算の領域における意思決定・有用性アプローチをいち早く主張した経済学者として、シカゴ大学の J. B. Clark を掲げている。Clark は、これに関してつぎのように述べている。

われわれは、まず、つぎのような「一般的な命題」をもって、研究をスタートする。つまり、「原価という学術用語は、混沌たる情勢 (a state of much

confusion)にあるし、また、一つの適切な語法 (correct usage) を見出したり、あるいは採用することによって、この混沌たる情勢を解決することは不可能である。」その理由は、原価という「語法は、変動する企業の状況や諸問題に対応するニーズにより左右されるので、ただ一つの適切な語法は存在しない」からである。この一般的な命題から、「固定費と変動費」は、「異なった目的のための異なった物 (different things for different purposes)」すなわち、「異なった目的のための異なった原価 (different costs for different purposes)」であるとみることができる (Clark[1923]p.189)。

このように、固定費と変動費を事例に掲げ、異なった目的のための異なった原価の重要性を指摘している。これに関連して、Zeff は、「Clark が、事実上、経営者の様々なクラスの意思決定のための関連原価 (relevant cost)」すなわち、異なった目的のための異なった原価を確認するために、経営者に関する「意思決定・有用性アプローチ (decision-useful approach)」を採用していたと指摘している (Zeff[2017]p.189)。その後、Clark の見解は、同じシカゴ大学の William J. Vatter に影響を及ぼし、さらに、Vatter を介して、Charles T. Horngren のテキスト (原価計算) に影響を及ぼしてきたとされている (Zeff[2017] p.189)。ここで Vatter[1945]は、確かに Clark の文献の 37-38 頁を引用—ここでは、エンジニア、会計士、統計学者および経済学者等の「それぞれの人々」は、すべての「異なった目的」のために「原価」を取扱うという記述がある (Clark[1923]pp.36-37) —しているので、Clark から何らかの影響を受けたことを窺い知ることができる (Vatter[1945]p.164)²。

また、Horngren は、そのテキストの中で、「異なった目的のための異なった原価構成と異なった利益概念—関連原価計算アプローチ (different cost constructions and different income concepts for different purposes—a relevant-costing approach)」を提唱している (Horngren[1962]p.346)。これは、確かに原価計算の領域における Clark の影響であろう³。Clark の影響は、Horngren 同

2 これに関連して、「Vatter は、Clark から大いに影響を受けた」(Zeff[2008]p.198) という指摘もある。

様、シカゴにいた Vatter の弟子であった George J. Staubus と George H. Sorter の著書や論文の中にもみられる。Staubus は、早い時期から、意思決定・有用性アプローチのみを重視した会計理論を展開しており⁴、Sorter は、「財務報告における事象理論 (events theory)」⁵ (Zeff[2017]p.189) を展開したことで有名である。ここで、Staubus と Sorter の見解について少し触れておこう。まず、Staubus に関しては、つぎのように要約できよう。

Staubus モデルでは、投資者はいかなる情報を必要としているのかという問題意識に基づいて、Sorter と同様、「経済的意思決定を行う際に役立つ〔会計〕情報を提供する」(Sorter[1963]p.223) という会計目的論を議論の出発点にしている。ここでは、Paton and Littleton[1940]で展開された会計責任目的に鋭く対立して—あるいは捨象して—、利用者指向の観点という枠組み—意思決定・有用性アプローチの観点—から、経済的意思決定目的のみを会計目的と位置付けているのである (椛田[2016]51 頁)。すなわち、Staubus は、「会計士は、〔単一評価モデルではなく、多元的評価モデルを前提とした〕意思決定・有用性アプローチを採用すべきである」と主張し、「会計士は、投資意思決定を行う際に利用しうる定量的な経済的情報を提供するものとしての会計」、すなわち「キャッシュ・フロー指向の測定システム (a cash-flow-oriented measurement system)」を重視した会計を考えるべきであるとしている (Zeff[2017] p.189)。ここでは、意思決定・有用性アプローチのみが強調され、多元的評価 (cf. Staubus[1961]p.51) を所与のものとした「現在価値会計 (current-value accounting)」(Philips[1979]p.857) を支持している。これは、「異なった目的のための異なった原価」を主張した Clark を継承したものと思われる。Sorter に関しては、つぎのように要約できよう。

「基礎的会計理論のための事象アプローチ (an events approach to basic accounting theory)」を展開する Sorter は、会計は、「利用者自身の個々のな意

3 Horngren の提唱する関連原価計算の詳細に関しては、志村[1994]を参照。

4 この Staubus の会計理論に関しては、椛田[2016]を参照。

5 Sorter の会計理論に関しては、坂上[2016]16-52 頁を参照。

思決定モデル」に「関連する経済事象 (relevant economic events) についての情報を提供すべきである」と主張している (Zeff[2017]p.189)。すなわち、Sorter は、事象理論に関して、「会計目的は、さまざまな意思決定モデルにおいて利用しうる関連した経済事象についての〔多元的評価モデルを前提にした会計〕情報を提供することである」(Sorter[1969]p.13) と述べている。これは、「異なった目的のための異なった原価」を主張した Clark を継承したものと思われる。

したがって、Clark の影響は、Vatter を介して、「管理会計に限定されない」で、Staubus や Sorter の財務会計の理論にまで及んでいる。ここで、Staubus と Sorter の共通点は、「単一評価モデルあるいは価値学派 (歴史的原価, 入口価値, 出口価値および使用価値) は、一般的に、投資家やその他の利用者による意思決定を行うに際して適用できない」という信念である。この点は、「Clark も同様に、経営者により行われた意思決定のすべての異なったタイプに関連する単一の原価概念はない」と主張している。Zeff は、このような個人的な影響力を踏まえて、「管理会計と財務会計の両方の文献において」、「Clark は意思決定・有用性の祖父で、Vatter は意思決定・有用性の父である」と結論付けている (Zeff[2017]p.189)。そこで、つぎに、Trueblood 報告書の形成過程を、Vatter を介して Clark の影響を受けたと思われる Sorter の会計思想に注目しながら、分析してみよう。

Ⅲ Trueblood 報告書と Sorter の会計理論の関係

Trueblood 報告書では、まず、「利用者の〔会計〕情報のニーズ」は、これまでのところ明確になっていないとしながらも、「本研究〔Trueblood 報告書〕では、利用者の情報ニーズと、彼らの意思決定プロセスに関して、いくつかの仮定 (certain assumptions about users' information needs and their decision processes)」(AICPA[1973]p.13: 邦訳[1976]8頁) を設定し、つぎのように述べている。

「財務諸表の利用者は、彼らの経済的意思決定による現金的結末 (the cash

consequence) を、予測し、比較し、評価することを求めている。企業によりなされた意思決定による現金的結末についての情報は、利用者のもとに入ってくるキャッシュ・フローを予測し、比較し、評価するのに有用である。主として、事実に基づく情報で、それゆえ客観的に測定することが可能な情報が、主として、解釈に基づく情報と区別されたうえで、財務諸表に含められたときに、より有用となる。」(AICPA[1973]pp.13-14：邦訳[1976]8-9頁)。Trueblood 報告書では、利用者のこのような会計情報のニーズの假定を所与のものとしている。Trueblood 報告書では、このような假定を踏まえて、企業の目標、経済的意思決定、将来キャッシュ・フロー、および収益力についてつぎのように述べている。

「すべての営利企業が継続してもっている最高目標は、長期にわたって、所有者にできうる限り多額の現金を支払うことを可能ならしめるために、金銭的な富を増殖することである。」このような企業の最高目標を踏まえて、「財務諸表の目的を、企業の経営者の要求を基にして解明すべきではなくて、むしろ、企業・・・の外部にいる財務情報利用者の要望に基づいて解明されるべきである」という観点から、「財務諸表の基本目的は、経済的意思決定の役に立つ〔会計〕情報を〔利用者〕に提供することである。」「財務諸表の目的の一つは、投資者と債権者のもとに入ってくる潜在的〔将来〕キャッシュ・フローを、その金額と時期とそれらにまつわる不確定要因との観点から予測し、比較し、そして評価するために、彼らにとって有益な情報を提供することである。」「財務諸表の目的の一つは、企業の収益力を予測し、比較し、そして評価するための情報を利用者へ提供することである。」(AICPA[1973]pp.9-10, 13, 17, 20, 21, 24：邦訳[1976]4, 7-8, 15-16, 21, 23, 28頁)

ここでは、企業の最高目標—金銭的な富を増殖すること—を踏まえて、財務諸表の基本目的—経済的意思決定の役に立つ〔会計〕情報を〔利用者〕に提供すること—が規定され、この基本目的を達成するために、投資者と債権者が、自分たちのもとに入ってくる将来キャッシュ・フローの予測等をするための有用な情報提供をすることであるとしている。そして、このためには、企業の取

益力—「本質的に、将来の現金を創出する能力という意味をもっている」(AICPA[1973]p.23:邦訳[1976]26頁)—を予測し、比較し、評価するための会計情報を利用者へ提供することであるとしている。

ここで、将来キャッシュ・フローの予測と企業の収益力の予測を関係づけている意味は、情報の利用者が、自分のもとへ入ってくるキャッシュ・フローを予測するためには、企業の収益力の予測が是非とも必要となってくるからである。Trueblood 報告書は、このような議論を踏まえて、会計責任を、原価や時価に関する「情報の提供という財務諸表の作成者側の責任 (preparer's responsibility)」(AICPA[1973]p.26:邦訳[1976]32頁)と規定したうえで、会計責任と受託責任に関してつぎのように述べている。

「会計責任 (accountability) とは、受託責任 (stewardship) を内包する広範な用語である。」「会計責任は、保管を任された資源の保全を内容とする受託責任の次元を超えるものである。」「受託責任は、資源を効果的に管理・運用すること、ならびに、資源の保全と消費の計画を実施することをいう。」「経営者の受託責任を報告することが、財務諸表の主要な目的として長い間認められてきた。しかしながら、経営者の責任 (management's responsibilities) は、受託責任だけから説明されるよりも広範にわたっている。会計責任を構成する責任の系譜は、階層的に織り合わされている。会社の内部においては、部課長は取締役は会計責任を負い、取締役は株主に会計責任を負っている。企業の内部では、経営者の会計責任は、種々の組織の線に沿って流れる。」(AICPA[1973] p.25:邦訳[1976]29,30頁)

ここでは、会計責任概念が、受託責任概念を含むより広い概念で捉えられており⁶、それは、会社内部における責任関係—財の受託関係に依拠しない—にも及んでいるとしている。Trueblood 報告書は、このように広範囲に捉えられた会計責任—受託責任も含む—に関して、さらにつぎのように述べている。

6 これに関して、井尻も「会計責任の概念は、」「会計の機能としてよく引用された財産保全 (stewardship) の機能もふくむが、それよりはるかに広いものである」(井尻[1975]42頁)としている。

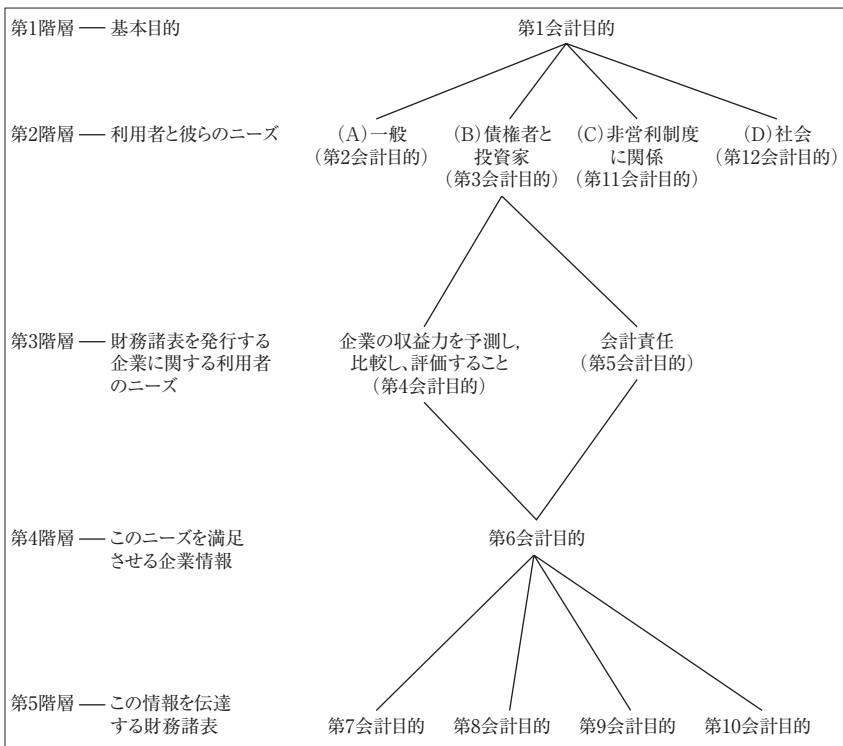
「①経営者は、資産については、原価ばかりでなく、その価値〔時価〕についての会計責任も負っている。企業の経営者は、また、インフレとデフレの経済的影響力や技術革新と社会的変動に備えるためにとった諸行為に対しても、会計責任を負っている。」「②営利企業の主要な目標が、所有主に対する現金の分配〔配当〕を極大化することであるので、経営者はこの目標の達成の程度に関する会計責任を負う。③収益力〔将来の現金を造出する能力〕を予測するうえで有用な情報〔原価情報と時価情報〕は、会計責任を査定するうえでも等しく有用である。」「④会計責任を果たすためには、実績に関する情報〔原価情報〕のみならず、将来の業績の可能性に関する情報〔時価情報〕も提供されることが必要である。」「⑤財務諸表の目的の一つは、企業の最高目標を達成するに際して企業資源を効果的に利用する経営者の能力〔すなわち、経営者が会計責任を適切に遂行したか否かということ〕を判断するのに役立つ情報を提供することである。」(AICPA[1973]pp.25, 26：邦訳[1976]30, 31頁)

ここでの特徴点は、①、②および④が作成者側の視点から会計責任概念—受託責任概念を含む—を記述しているのに対し、③と⑤が利用者側—利用者にとって有用な情報提供の視点—の視点から会計責任概念—受託責任概念を含む—を記述している点である。つまり、①と④では、作成者側の視点から、原価（情報）のみならず時価（情報）に対しても会計責任—受託責任概念を含む—を負っていると規定している。また③と⑤では、利用者側の視点から、収益力を予測するうえで有用な情報—原価情報と時価情報—を提供することは、会計責任—受託責任概念を含む—を評価するのにも有用であること、また、財務諸表の目的の一つを、企業資源の効果的な運用に関する経営者の能力、すなわち経営者が会計責任—受託責任概念を含む—を適切に遂行したか否かということを判断するための有用な情報を提供することであると規定している。つまり、Trueblood 報告書では、利用者側を重視した経済的意思決定目的—基本目的—を踏まえて、その基本目的を補完するために、作成者側の責任という観点から会計責任概念—受託責任概念を含む—を記述している。さらに、Trueblood 報告書では、これらの利用者側の視点を重視した経済的意思決定目的と、作成者

側の責任を重視した会計責任概念—受託責任概念を含む—を踏まえて、異なった資産と負債に対応するものとして、歴史的原価、出口価値、再調達原価および割引キャッシュ・フロー等の多元的評価を議論展開している (AICPA[1973] pp.41-43: 邦訳[1976]55-59頁)。

その後、Trueblood 委員会のスタッフである Sorter と Gans は、Trueblood 報告書の 12 の会計目的を図表で示し (図表 1 を参照)、これらの会計目的に関して解説している。ここで少し重複するが、財務諸表の第 1 目的、第 3 目的、第 4 目的および第 5 目的の補足説明を確認しておこう。まず、「財務諸表の基本目的は、経済的意思決定のために有用な〔会計〕情報を提供することであ

図表 1 Trueblood 報告書における 12 の会計目的の階層化



(出所) Sorter and Gans[1974]p.4.

る」(Sorter and Gans[1974]p.5) という第 1 目的—基本目的—に関して、つぎのように補足説明をしている。

財務諸表の「基本〔第 1〕目的は、明白で、直接的で、疑いの余地のない用語で (in clear, direct, and unambiguous terms), 会計と経済的意思決定過程 (the economic decision-making process) を結び付けている。」「さらに、基本目的は、会計上の秩序の正当性がその効用にある (the justification for the accounting discipline lies in its utility)」ことを示している。Trueblood 報告書は、「会計は経済的意思決定を行うに際して、有用性の観点から」構成され評価されるべきであると主張している。より重要なことは、「有用性規準 (the usefulness criterion) が、今、従うべきすべてのものの基礎」として提起されているということである。「一連の推論や仮定はこの基本目的に基づいている。」Trueblood 委員会では、「われわれの経済における効率的な資源配分をするために、経済的意思決定を行うための有用な〔会計〕情報を提供しなければならない」と指摘している。Trueblood 委員会では、「このマクロ的な観点から」、「会計情報は偏見がなく公平であるべき」長期に持続しうる観念を説明している (Sorter and Gans[1974]p.5)。

ここでは、マクロ的な観点より、経済における効率的な資源配分とこの基本目的を関係づけているのである。つまり、経済における効率的な資源配分の手段として、利用者の経済的意思決定のために、有用な会計情報を提供することが必要であるとしているのである。Sorter と Gans は、「財務諸表の目的は、投資家や債権者が、潜在的な〔将来〕キャッシュ・フローを予測し、比較し、評価するために有用な〔会計〕情報を提供することである」(Sorter and Gans [1974]p.6) という第 3 目的に関して、つぎのように補足説明をしている。

「多くの場合、これ〔第 3 目的〕は最も重要な目的である。」Trueblood 委員会で展開された「企業の財務諸表の主要な利用者」は、「債権者と投資者」であるが、彼らは、「経済的に合理的な (economically rational)」者として定義でき、また、投資者と債権者は、「本質的に同様の意思決定を行う」ものと考えられている。「この合理的な人間 (rational man) 〔と考えられる投資者と債

権者]は、個人的な投資の便益と犠牲 (personal investment benefits and sacrifices) を、「キャッシュ・フロー」というフィルターを通して見ている。合理的な人間である投資者と債権者は、彼らの「意思決定」により「影響を及ぼす便益と犠牲を予測し、評価し、比較することに興味がある。」「もし利用者と彼の意思決定に関する、Trueblood 報告書のこの記述が正しいならば」、「財務諸表の〔第3〕目的は、企業に対する彼ら〔投資者や債権者〕の投資や貸与のために、キャッシュ・フローを予測し、比較し、評価するための有用な〔会計〕情報を提供することである」(Sorter and Gans[1974]p.6)ということになる。

ここでは、基本目的を所与のものとして、合理的な人間であるとされる投資者や債権者が、個人的な投資の便益と犠牲を、キャッシュ・フローというフィルターを通して見ているという仮定が設定されており、この仮定を前提にして、キャッシュ・フローを予測し、比較し、評価するための有用な会計情報を、投資者や債権者に提供することが重要であるとされている。Sorter と Gans は、「財務諸表の目的は、利用者に、企業の収益力を予測し、比較し、評価するための〔会計〕情報を提供することである」という第4目的と、「財務諸表の目的は、主要な企業の目標を達成するために、企業資源を効果的に運用する経営者の能力を評価する〔経営者の会計責任を評価する〕際に有用な〔会計〕情報を提供することである」(Sorter and Gans[1974]p. 7) という第5目的に関して、つぎのように補足説明をしている。

「第4目的と第5目的は、利用者のニーズと、企業の経営者によって作成された〔会計〕情報を結び付けようと試みている。「利用者は、キャッシュ・フローを予測し、評価し、比較したがっている。」「第4目的と第5目的は、彼ら〔投資者と債権者〕自身のキャッシュ・フローを予測するために、利用者は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するための〔会計〕情報 (information for predicting, comparing, and evaluating enterprise earning power) を必要としている (第4目的)。」また、利用者は、「経営者の会計責任 (management' accountability) を評価するための有用な〔会計〕情報」すなわち、「企

業の目標 (goal) を達成するために企業の資源を効果的に利用する経営者の能力を評価するための有用な「会計」情報を必要としている (第5目的)。」

ここで、企業の「収益力」とは、「現金創出能力 (cash-generating ability)」のことをいう。「それ故、利用者は、現金創出能力を予測し、比較し、評価したがつている。」なぜなら、現金創出能力は、「投資者や債権者にとって、最終的なキャッシュ・フローを決定する明確な変数 (the explicit variable)」となりうるからである。「企業の目標」を達成するための「経営者行動」の妥当性と、「これら〔経営者〕の行動の効率性 (the efficiency) は、経営者の会計責任を確認し評価するための基礎を提供する。」「資産が組織に委託されたとき」, 「会計責任」は課せられる。「所有者と経営者のこれらの同意 (These agreements between owner and manager) は、会計責任の性質」を決定する (Sorter and Gans[1974]pp.5, 6, 7)。

ここでは、企業の収益力を現金創出能力であると規定し、それらは、投資者や債権者にとって、キャッシュ・フローを決定する明確な変数であるとしている。また、所有と経営の分離を所与のものとして、所有者と経営者の間で、会計責任の同意が取り決められ、経営者行動の妥当性と効率性は、経営者の会計責任を確認し評価するための基礎を提供するとしている。

Sorter と Gans の解説から明らかなように、Trueblood 報告書では、会計秩序の正当性は効用、つまり役立ちにあると規定している。これは重要な仮定であり、これを前提にして、合理的な人間である投資者や債権者は、経済的意思決定のための有用な会計情報の提供 (基本目的 = 第1目的) を望んでおり、このような有用な会計情報を提供することで、マクロ経済における効率的な資源配分に役立つとしている。そして、この基本目的を達成するために、将来キャッシュ・フローを予測し、比較し、評価するための有用な会計情報の提供 (第3目的) が必要となり、さらに、この第3目的を達成するためには、企業の収益力 = 現金創出能力を予測し、比較し、評価するための有用な会計情報の提供 (第4目的) が必要であるとしている。そして、第5目的として会計責任目的一原価情報と時価情報を含む一も配置している。この第4目的と第5目的

は、利用者のニーズと、経営者によって作成された会計情報を結びつけるためのものである。ここで Trueblood 報告書における 12 の会計目的を示しておこう（図表 3 を参照）。

図表 3 Trueblood 報告書における 12 の会計目的

| | |
|------------------|--|
| 第 1 目的 (基本目的) | 財務諸表の基本目的は、経済的〔投資〕意思決定のために有用な〔会計〕情報を提供することである（AICPA[1973]p.13：邦訳[1976]7-8 頁）。 |
| 第 2 目的 | 財務諸表の目的は、情報を入手するうえで限られた範囲内の権限や能力や資料源しかもたず、また、企業の経済活動に関する主たる情報源を財務諸表に依存しているような利用者に対して主として奉仕することである（AICPA[1973]p.17：邦訳[1976]15-16 頁）。 |
| 第 3 目的 | 財務諸表の目的は、投資家や債権者が、潜在的な〔将来〕キャッシュ・フローを、その金額と時期とそれらにまつわる不確定要因との観点から予測し、比較し、評価するために有用な〔会計〕情報を提供することである（AICPA[1973]p.20：邦訳[1976]21 頁）。 |
| 第 4 目的 | 財務諸表の目的は、利用者に、企業の収益力を予測し、比較し、評価するための〔会計〕情報を提供することである（AICPA[1973]p.24：邦訳[1976]28 頁）。 |
| 第 5 目的 | 財務諸表の目的は、主要な企業の目標を達成するために、企業資源を効果的に運用する経営者の能力を判断する〔経営者の会計責任を評価する〕際に有用な〔会計〕情報を提供することである（AICPA[1973]p.26：邦訳[1976]31 頁）。 |
| 第 6 目的 | 財務諸表の目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な、取引やその他の事象に関する事実情報と解釈情報を提供することである。解釈し、評価し、予測し、見積りを要することがらについての、基礎となっている諸仮定は、開示されなければならない（AICPA[1973]p.34：邦訳[1976]44 頁）。 |
| 第 7 目的 | 〔財務諸表の〕目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な貸借対照表を提供することである。貸借対照表は、未完成の利益獲得サイクルに含まれるべき企業の取引やその他の事象に関する〔会計〕情報を提供しなければならない。現在価値（current values）〔情報〕も、それが歴史的価値と著しく異なるときには、報告されなければならない。資産と負債は、将来の実現や解除の金額や時期にまつわる相対的な不確定性の違いに従って、結合されたり、区別されたりされなければならない（AICPA[1973]p.36：邦訳[1976]46 頁）。 |
| 第 8 目的 | 〔財務諸表の〕目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な期間損益計算書を提供することである。完結した利益獲得サイクルと未完成サイクルの完結への認識可能な進展をもたらすような企業の諸活動とに関する純成果が、報告されなければならない。連続した貸借対照表に反映された価値の変動も報告されなければ |

| | |
|-------|---|
| | ならない。しかし、それらは、実現の確実性が他と異なるので、区別して報告されなければならない (AICPA[1973]p.37:邦訳[1976]49頁)。 |
| 第9目的 | 〔財務諸表の〕目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な財務活動計算書を提供することである。財務活動計算書は、重要な現金的結末をもつ企業取引、あるいは、そうなると期待される企業取引の事実関係を主に報告しなければならない。財務活動計算書は、作成者の判断と解釈を最小限にするような資料を報告しなければならない (AICPA[1973]p.39:邦訳[1976]51頁)。 |
| 第10目的 | 財務諸表の目的は、予測過程に有用な〔会計〕情報を提供することである。財務的予測は、利用者の予測が確実となると、提供されなければならない (AICPA[1973]p.46:邦訳[1976]63頁)。 |
| 第11目的 | 政府機関と非営利団体の財務諸表の目的は、組織の目標を達成するために、資源管理の効率性を評価するために有用な〔会計〕情報を提供することである。業績の尺度は、識別された目標との関連から計量化されなければならない (AICPA[1973]p.51:邦訳[1976]68頁)。 |
| 第12目的 | 財務諸表の目的は、社会に影響を及ぼすような企業活動のうち、確定され、かつ説明もしくは測定可能なもので、社会的な環境における企業の役割にとって重要なものを報告することである (AICPA[1973]p.55:邦訳[1976]72頁)。 |

図表3から明らかなように、第1目的(基本目的)、第3目的、第4目的および第5目的の他につぎのような目的が配置されている。つまりこれらの目的には、まず、情報源を財務諸表に依存している利用者に奉仕するとした第2目的、企業の収益力=現金創出能力を予測し、比較し、評価するために有用な事実情報と解釈情報を提供するとした第6目的、企業の収益力の予測等にとって有用な貸借対照表、期間損益計算書、および財務活動計算書を提供するとした第7目的、第8目的および第9目的、さらに、利用者の予測過程にとって有用な会計情報を提供するとした第10目的、政府機関や非営利団体に資源管理の効率性を評価するために有用な会計情報を提供するとした第11目的、最後に、社会に影響を及ぼす企業活動のうちで重要なものを報告するとした第12目的である。ここで明らかなように、Trueblood報告書の12の会計目的の中には、政府機関等に関する目的や社会目標も包含し、会計目的に関して、非常に広範な階層化を構成している。

それでは、このような二元的な会計目的観をもつ Trueblood 報告書が形成されるまでには、どのような個人から影響を受けてきたのであろうか。つきに、この点についてふれておこう（図表2も参照）。

Trueblood 委員長（メンバー：CPA）は、まず、友人でありスタッフでもあるシカゴ大学教授の Sorter を調査部長として任用した。Sorter（スタッフ：研究者）は、大学の助教授の Ronen（スタッフ：研究者）を、副調査部長として任用している。また、Sorter は、米国会計学会が1966年に公表した ASOBAT—意思決定・有用性を主目的としている—における影響力のあるメンバーの一人であった。Trueblood 委員長は、フルタイム・スタッフとして、Shannon（スタッフ：CPA）、Streit（スタッフ：CPA）および Gans（スタッフ：CPA）を任用した。Parker（メンバー、財務アナリスト）は、財務アナリスト協会—後に CFA 協会となる—の会長である。Edwards（メンバー：研究者）、Cyert（メンバー：研究者）、Reinhart（メンバー：財務担当重役）および Wagner（メンバー：財務担当重役）は、Trueblood 委員会での議論に際して、積極的な役割をあまり果たしていない。Sorter、Ronen および Gans は、問題点を議論するため、報告書作成の計画を立案するため、そして報告書の草案を展開するために、シカゴで毎日のように会っていた。そして、スタッフである Sorter、Gans、Shannon および Streit は、報告書の主要な起草者であった（Zeff[2016]pp.138, 139, 140）。

なお、Sorter が、メンバーではなくスタッフ（調査部長）を選んだのは、報告書の作成に「より大きな影響（greater influence）」を及ぼすことができると Trueblood 委員長と約束をしていたからである。そして、Davidson（メンバー、研究者）と Gellein（メンバー、CPA）は、Sorter が、「報告書を起草する際に主要な役割を果たしていた」と述べている（Zeff[2016]pp.147, 148）⁷。このように、Trueblood 報告書の形成過程では、スタッフである Sorter の思想—事象

7 これは、2001年3月29日の Zeff による Sorter へのインタビュー、1999年3月19日の Gellein への電話、および1999年4月20日の Davidson からの書簡によっている（cf.Zeff[2016]pp.147 n.29, 148 n.30）。

図表 2 Trueblood 委員会のメンバー、スタッフ、オブザーバー

| | |
|---|---|
| <p>スタディ・グループのメンバー</p> <p>Richard M. Cyert Carnegie-Mellon University Sidney Davidson Graduate School of Business University of Chicago James Don Edwards College of Business Administration University of Georgia Oscar S. Gellein Haskins & Sells C. Reed Parker Duff, Anderson & Clark, Inc. Andrew J. Reinhart The Singer Company Robert M. Trueblood, <i>Chairman</i> Touche Ross & Co. Howard O. Wagner Jewel Companies, Inc. Frank T. Weston Arthur Young & Company</p> | <p>スタディ・グループのコンサルタントとオブザーバー</p> <p>Claude Colantoni School of Urban and Public Affairs Carnegie-Mellon University James L. Goble Peat, Marwick, Mitchell & Co. David Herwitz Harvard Law School Harvard University Yuji Ijiri Graduate School of Industrial Administration</p> <p>Carnegie-Mellon University Gordon M. Johns Haskins & Sells James C. McKeown College of Commerce and Business Administration University of Illinois Lawrence Revsine Graduate School of Management Northwestern University</p> |
| <p>スタディ・グループのスタッフ</p> <p>Martin S. Gans, <i>Administrative Director</i> Touche Ross & Co. Joshua Ronen Graduate School of Business Administration New York University Paul Rosenfield American Institute of CPAs R. M. Shannon Arthur Andersen & Co. George H. Sorter, <i>Research Director</i> Graduate School of Business University of Chicago Robert G. Streit Ernst & Ernst</p> | |

(出所) AICPA[1973].

理論一が相当に影響してきたことが、Zeff によるインタビュー等一電話による会話や書簡も含む一で明らかになった。つまり、Sorter の会計理論一事象理論一が、そのすべてではないにしろ、Trueblood 報告書の形成過程で相当に影響していたのである。

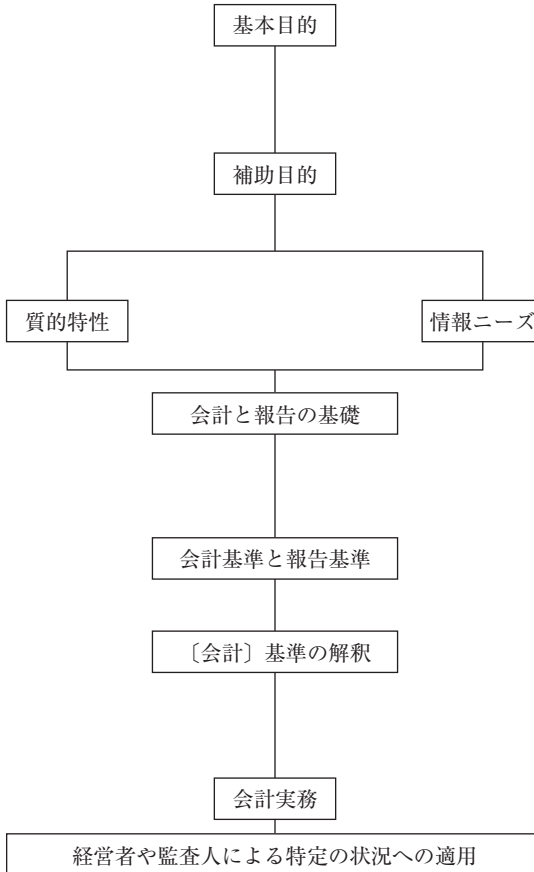
Ⅳ FASB 概念フレームワーク第 1 号と Trueblood 報告書の関係

FASB は、1974 年 6 月 6 日に、討議資料 (Discussion Memorandum) である *Conceptual Framework for Accounting and Reporting Consideration of the Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements* を公表した。これは、すでに述べた、Trueblood 報告書の 12 の会計目的に関する論点を整理するための討議資料である。FASB 討議資料は、まず、一般的な論点をつぎのように述べている。

- A FASB は、財務諸表の目的に関するスタディ・グループの報告書〔Trueblood 報告書〕における〔会計〕目的と質的特性のうちのどれを採用すべきか？
- B FASB は、〔会計目的や質的特性〕を採用するか否かを決定する前に、〔会計〕目的や質的特性を研究すべきか？
- C FASB は、財務諸表の目的に関するスタディ・グループの報告書における〔会計〕目的と質的特性の一層の考察を延期すべきか？
- D FASB が考えるべき財務諸表の目的に関するスタディ・グループの報告書において、設定された〔会計〕目的や質的特性以外のそれらは、存在するか？ (FASB[1974]pp.2-3)

ここで、A の「FASB は、財務諸表の目的に関するスタディ・グループの報告書〔Trueblood 報告書〕における〔会計〕目的……のうちのどれを採用すべきか？」に注目しておきたい。FASB 討議資料では、このような一般的な論点を提示したあとに、概念フレームワークにおける各要素の階層化を試みている (図表 4 を参照)。この図表 4 は、APB ステートメント第 4 号 (1970 年 10 月)、Kenley and Staubus (1972)、および Trueblood 報告書 (1973 年 10 月) を参考にして「財務会計と報告の多くの局面が、凝集力があり操作可能な全体を形成するために (to form a cohesive and operable whole)、ともに適合しう

図表 4 財務会計と報告のための概念フレームワークにおける各要素の階層



(出所) FASB[1974]p.15.

る仕方を描こうと試みている。」(FASB[1974]p.13)

FASB は、この討議資料を公表した後に、公聴会⁸—FASB[1974] Public Record ; Discussion Memorandum—*Conceptual Framework for Accounting and Reporting Consideration of the Report of the Study Group on the Objectives of Finan-*

8 FASB が 1974 年 9 月に実施した公聴会等の資料は、ここでは立ち入らない。後日の検討課題とする。

cial Statements (公聴会の記録の文章)一を、1974年9月に開催している。そして、FASBは、これらの討議資料や公聴会を踏まえて、1978年11月に、概念フレームワーク第1号「営利企業の財務報告の目的」を公表している。この概念フレームワーク第1号の特徴を簡単に要約するとつぎのようになる。

このFASBの概念フレームワーク第1号では、まず、①「投資および与信意思決定に有用な情報」という一般的な目的を規定し、ついで「キャッシュ・フローの見込額を評価するのに有用な情報」および②「企業の資源、かかる資源に対する請求権およびそれらの変動に関する情報」の提供という具体的な目的を提示している (FASB[1978]pars.34-54:邦訳[1990]26-38頁)。これらは、基本的には資産負債観の特徴を示したものと思われるが、このなかには、「伝統的な発生主義会計を支持し」(Miller and Redding[1986]p.105)た③「受託責任と会計責任」、「発生主義会計」および「稼得利益(情報)」(FASB[1978]pars.44, 47-48, 51, 59:邦訳[1990]33, 34-35頁)を記述した箇所もある。このように、ここでは、意思決定・有用性目的のみならず、会計責任や受託責任も配置している。

ここでの①投資および与信意思決定に有用な情報という一般的な目的(Trueblood報告書の基本目的に相当する)、②キャッシュ・フローの見込額を評価するのに有用な情報を提供する目的(Trueblood報告書の第3目的に相当する)、および③受託責任目的と会計責任目的(Trueblood報告書の第5目的に近い)は、Trueblood報告書の3つの会計目的をある程度継承しているものと考えることができよう。しかし、FASBは、Trueblood報告書の12の会計目的のうち、「時価およびその変動の報告〔目的:Trueblood報告書の第7と第8目的〕、財務活動計算書の提供〔目的:Trueblood報告書の第9目的〕、財務予測の提供〔目的:Trueblood報告書の第10目的〕、政府および非営利組織体の財務諸表の基本目的〔Trueblood報告書の第11目的〕、および「社会に影響を及ぼす企業活動の報告〔目的:Trueblood報告書の第12目的〕」に関しては継承しないことを明示している (FASB[1978]par.60:邦訳[1990]42頁)。またここで、Trueblood報告書の第5目的である会計責任と受託責任が、FASB概

念フレームワーク第1号の会計責任と受託責任と全く同一か否かについて少しふれておこう。

すでに述べたように、Trueblood 報告書では、会計責任概念を原価のみならず価値〔時価〕にも関係するものとして支持しているが、受託責任概念に関して、メンバーの多くは支持していなかった。しかし、当時のメンバーである Reinhart と Wagner（ともに財務担当重役）が、受託責任を擁護したので、Trueblood 報告書では、受託責任を会計責任の中に包含されるものとして残した（Zeff[2016]p.152, Zeff[2013]p.286）。ここでは、Trueblood 委員会という組織が、2人のメンバーの見解を、受け入れることに合意しているのである。ただしここでの会計責任と受託責任に関して、「Trueblood 報告書において、会計責任は、受託責任を包含したより広い用語（a broader term that encompassed stewardship）」で使用されていたが、FASB 概念フレームワーク第1号では、ほぼ同義—「受託責任」という用語は、「会計責任〔という用語と〕交換可能（interchangeable with accountability）」である（Zeff[2013]p.286）—と考えられていた⁹。

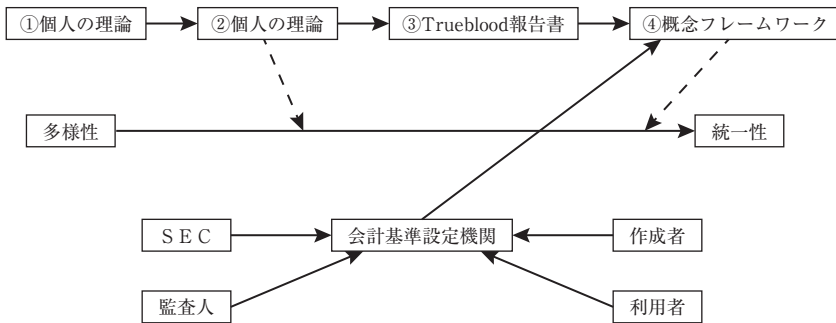
V おわりに

ここでは、本稿で分析してきた内容を、図表5にそって纏めておこう。すでに述べたように、意思決定・有用性アプローチの系譜を考えると、まず、経済学者である Clark が異なった目的のための異なった原価を示すことが、経営者の意思決定にとって有用であると述べていた。つまり、意思決定・有用性アプローチの起源は、経済学者の Clark（1923年）の理論に由来することを明らかにした。図表5における①の個人の理論とは、経済学者である Clark の理論—異なった目的のための異なった原価を主張—を意味し、②の個人の理論に影響を及ぼしていく。②の個人の理論には、Vatter, Horngren, Staubus および

9 Trueblood 報告書における会計責任と受託責任の関係が、FASB 概念フレームワーク第1号における会計責任と受託責任の関係と相違している点についての詳細は、梶田[2019]81頁の図表1を参照。

Sorter の意思決定・有用性を重視した理論を含んでいる。そして、②では、まず Vatter が Clark の見解を継承していき、つぎに Vatter を介して、原価計算の領域において、Hornngren が意思決定・有用性アプローチ—関連原価計算—を継承していった。さらに、Vatter を介して、財務会計の領域において、Staubus と Sorter が意思決定・有用性アプローチを継承していき、Sorter の会計思想（②の個人の理論：事象理論）が③の Trueblood 報告書へ継承されていく。そして、④の FASB 概念フレームワーク第1号は、Trueblood 報告書の12の会計目的のうち、意思決定・有用性アプローチを主目的として継承するとともに、会計責任と受託責任も継承していったと理解することができよう。ここでは、Sorter が展開した意思決定・有用性アプローチを重視した事象理論、つまり個人の「会計固有の理論」の重要部分が、「制度のための（制度のために役立つ）理論」（津守[2009]）の役割を担って、FASB 概念フレームワーク第1号の形成過程で包摂されていった、というあたりを結論としておきたい。ただし、会計責任と受託責任の関係について、Trueblood 報告書と FASB 概念フレームワーク第1号では、相当に異なっていた。

図表 5 概念フレームワークに対する会計理論の影響力



(出所) Baker[2017]p.111.なお、一部分、修正した。ここで Baker は、影響力を→と-----で示しているがその強弱を記述していない。多分、→は強い影響力を示し、-----は強くない影響を示しているものと推測される。

【参考文献】

- AAA Executive Committee[1971] “The Role of the American Accounting Association in the Development of Accounting Principles”, *The Accounting Review*, Vol.46, No.3 (July), pp.609–616.
- AICPA[1970] Accounting Principles Board Statement No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, AICPA.
- AICPA[1973] *Objectives of Financial Statements*, AICPA (川口順一訳[1976]『財務諸表の目的』同文館).
- AICPA・Study Group on the Objectives of Financial Statements[1972] Transcript of Proceeding, *Public Hearing of the Accounting Objectives Study Group* (AICPA・SGOFS[1972]と略称).
- Baker, C. Ricard[2017] “The Influence of Accounting Theory on the FASB Conceptual Framework”, *Accounting Historians Journal*, Vol.44, No.2 (December), pp.109–124.
- Bedford, Norton M.[1974] “Discussion of Opportunities and Implications of the Report on Objectives of Financial Statements”, *Journal of Accounting Research*, Supplement, pp.13–17
- Clark, J. Maurice[1923] *Studies in the Economics of Overhead Costs*, The University of Chicago Press.
- Davidson, H. Justin and Robert M. Trueblood[1961] “Accounting for Decision-Making”, *The Accounting Review*, Vol.36, No.4, pp.577–582.
- FASB[1974] Public Record ; Discussion Memorandum—*Conceptual Framework for Accounting and Reporting Consideration of the Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements*.
- FASB[1978] Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, November (平松一夫・広瀬義州訳[1990]『FASB 財務会計の諸概念 <改訳版>』中央経済社).
- Horngrren, Charles T.[1962] *Cost Accounting: A managerial Emphasis*, Prentice-Hall, Inc.
- Kenley, W. John and George J. Staubus[1972] Accounting Research Study No.3, *Objectives and Concepts of Financial Statements*, Australia : Accountancy Research Foundation.
- Miller, P. B. and R. J. Redding[1986] *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, Irwin.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton[1940] *An Introduction to Corporate Accounting Principles*, AAA (中島省吾訳[1972]『会社会計基準序説』森山書店).
- Philips, G. Edward[1979] “Book Reviews : George J. Staubus, Making Accounting Decisions”, *The Accounting Review*, Vol. 54. No.4, pp.857–858.
- Sorter, George H.[1963] “Review of A Theory of Accounting to Investors”, *The Accounting Review*, Vol.38, No.1, pp.223–224.
- Sorter, George H.[1969] “An ‘Events’ Approach to Basic Accounting Theory”, *The Accounting Review*, Vol.44, No.1, pp.12–19.
- Sorter, George H. and Marlin S. Gans[1974] “Opportunities and Implications of the Report on Objectives of Financial Statements”, *Journal of Accounting Research*, Sup-

- plement, pp.1-12.
- Sprouse, Robert T.[1974]“Discussion of Opportunities and Implications of the Report on Objectives of Financial Statements”, *Journal of Accounting Research*, Supplement, pp.25-28.
- Staubus, George J.[1961]*A Theory of Accounting to Investors*, Scholars Book Co.
- Vatter, William J.[1945]“Limitations of Overhead Allocation”, *The Accounting Review*, April, pp.163-176.
- Zeff, Stephen A.[2008]“The Contribution of the Harvard Business School to Management Control, 1908-1980”, *Journal of Management Accounting Research*, Vol.20, Special Issue, pp.175-197.
- Zeff, Stephen A.[2013]“The Objectives of Financial Reporting : A Historical Survey and Analysis”, *Accounting and Business Research*, Vol.43, No.4, pp.262-327.
- Zeff, Stephen A.[2016]“The Trueblood Study Group on the Objectives of Financial Statements (1971-73) : A Historical Study”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.35, pp.134-161.
- Zeff, Stephen A.[2017]“Contemplating the Origin of Decision-Usefulness”, *Accounting Historians Journal*, Vol.44, No.2, p.189.
- 井尻雄士[1975]「会計責任の問題」同志社大学会計学研究室編『会計学批判』中央経済社, 33-50頁。
- 梶田龍三[2016]「Staubusの会計理論に関する一考察」『会計学研究』(専修大学会計学研究所)第42号, 33-55頁。
- 梶田龍三[2019]「受託責任概念と会計責任概念の後退」『企業会計』Vol.71, No.1, 76-81頁。
- 坂上学[2016]『事象アプローチによる会計ディスクリージャーの拡張』中央経済社。
- 志村正[1994]「関連原価計算の意義」『情報研究』, 文教大学, 63-73頁。
- 津守常弘 [2009]『日本会計史学会第28回大会公開記念講演レジュメ』。

(付記) 本稿は、平成30年10月13日(土)に、日本大学経済学部で開催された日本会計史学会全国大会における報告(岩崎勇主査のスタディ・グループ報告)に加筆・修正したものである。学会報告前には、伊藤和憲先生(専修大学)、坂上学先生(法政大学)、建部宏明先生(専修大学)および水野一郎先生(関西大学)から、また、学会報告に際しては、大石桂一先生(九州大学)と岸悦三先生(広島修道大学(名))より貴重なご質問やご意見を頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。